

令和3年度集団指導資料【第1部】

【資料5】

処遇改善加算について

障害福祉課

処遇改善加算について

1. 令和4年度の処遇改善計画書について

- ・提出期限は令和4年4月15日（金）です。
- ・計画書の様式等は現時点で国からの提示がされていないため、提示され次第ホームページに掲載の上、別途周知いたします。
- ・令和3年度から廃止となった加算IV、V及び特別加算については、経過措置が終了するため、令和4年度は算定できません。

2. 令和3年度の実績報告書について

- ・提出期限は令和4年7月29日（金）を予定しています。
- ・3月中に正式な提出依頼を別途送付いたします。

3. 計画書作成にあたっての留意点（誤り等が多い点）

- ・次ページ以降で説明いたします。

(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分	※①、③ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり					
② 処遇改善加算の取得状況						
③ 特定加算の算定対象月						
④ 令和 #REF! 年度特定加算の見込額(g)	#REF!	円				
⑤ 賃金改善の見込額(i - ii)	(右欄の額は④欄の額を上回ること)					
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)		円				
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	0	円				
(ア)前年度の賃金の総額		円				
(イ)前年度の処遇改善加算の総額		円				
(ウ)前年度の特定加算の総額		円				
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額		円				
⑥ 平均賃金改善額	経験・技能のある障害福祉人材(A)	他の障害福祉人材(B)	その他の職種(C)			
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	円	円	円			
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)	人	人	人			
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	人	人	人			
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)	#DIV/0!	円	#DIV/0!	円	#DIV/0!	円
v) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k)	<input type="radio"/> (A)のみ実施 (#REF! 円)	#REF! 円				
	<input type="radio"/> (A)及び(B)を実施 (#REF! 円)	#REF! 円	#REF! 円			
※予定している配分方法について選択すること。(いずれか1つ)	<input checked="" type="radio"/> (A)(B)(C)全て実施 (#REF! 円)	#REF! 円	#REF! 円	#REF! 円	#REF! 円	
※当該年度の特定加算の見込額と前年度の一月当たりの常勤換算方法により算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))	<input type="radio"/> 上記以外の方法で実施 (0 円)	円	円	円	円	
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者	人(見込)					
(「月額平均8万円の賃金改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)						
<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や待遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他()						
⑦ 賃金改善実施期間(k)	令和 年 月	～	令和 年 月	(か月)		

【記入上の注意】

- ⑤ i) の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ⑤ i) の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。
- ⑤ ii) (イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- ⑤ ii) (エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行なったものに限る。)をいう。(処遇改善加算等に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- ⑥ i) の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- ⑥ iii) の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

(2) 福祉・介護職員待遇改善加算(特定加算も併せて計画する場合)

① 算定する処遇改善加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり
② 処遇改善加算の算定対象月	
③ 令和 #REF! 年度処遇改善加算の見込額	0 円
④ 賃金改善の見込額(i - ii)	(右欄の額は③欄の額を上回ること) 0 円
i) 処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) (経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の総額)	円
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	0 円
(ア)前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額	円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	円
(ウ)前年度の特定加算の総額(その他の職種(C)に支給された額を除く)	円
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額	円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月

【記入上の注意】

- 【基準額 2】と(A)、(B)の

【基準額 2】と(A)、(B)の合計額は一致

(3) 福祉・介護職員等特定待遇改善加算

① 算定する特定加算の区分	※①、③ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり
② 処遇改善加算の取得状況	
③ 特定加算の算定対象月	
④ 令和 #REF! 年度特定加算の見込額(g)	#REF! 円
⑤ 賃金改善の見込額(i - ii)	(右欄の額は④欄の額を上回ること) 0 円
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	0 円
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	0 円
(ア)前年度の賃金の総額	0 円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	0 円
(ウ)前年度の特定加算の総額	0 円
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額	0 円

経験・技能のある障害福祉人材(A)

他の障害福祉人材(B)

その他の職種(C)

⑥ 平均賃金改善額	経験・技能のある障害福祉人材(A)	他の障害福祉人材(B)	その他の職種(C)
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)			
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)	人	人	人
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	人	人	人
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)	#DIV/0!	円	#DIV/0!

3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件 I 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		加算 I・II の場合は必ず「該当」 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ 福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。		
ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。		
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件 II 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算 I・II の場合は必ず「該当」 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	□ ① イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について下記に記載すること ↓ 能力評価の実施についても 記載が必要
	□ ②	資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件 III 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算 I の場合は必ず「該当」 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	□ ① 具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
	□ ②	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
	□ ③	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

※要件IIIを満たす(加算Iを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。